

日時：令和2年2月20日（木）午後2時～4時

場所：防府市役所 4号館3階 第1会議室

次第「1開会」は記載省略

## 2 議事

### 2-(1) 防府市障害者虐待防止センターの実績報告について

#### 事務局説明

資料1により報告。

実績は、平成31年4月～令和2年1月末までの件数である。

- (1) 防府市における相談、通報、届出件数の合計は3件で、内訳は養護者からの虐待が3件である。養護者とは、障害者の家族や親族、同居人をいう。
- (2) 通報者の内訳は相談支援事業所から1件、訪問看護事業所から1件、高齢福祉課から1件である。
- (3) 事実確認継続件数について、3件の通報のうち、現在継続確認中のケースは、1件である。
- (4) 認定件数とは、事実確認後に協議し、虐待であると認定した件数で、今年度は養護者による虐待を1件認定している。
- (5) 認定した虐待の種類及び本人状況について、虐待の種類は経済的虐待で、被虐待者の障害種別は、知的障害者である。

今回認定された1件について、個人が特定されるため詳細は省略するが、市の方で協議をし、現在関係機関と連携しながら、成年後見制度の申し立て等の対応しているところである。

### 2-(1) の質疑応答

#### B委員

去年も一昨年も毎年1件程度報告があるのではないかと思います。成年後見人等の検討もしているようであり、引き続き報告等願います。

### 2-(2) 地域生活支援拠点等の整備にかかる取り組み状況について

#### 事務局説明

資料2により説明。

前回の総合支援協議会で決定した通り、地域生活支援拠点等の整備について検討するためのプロジェクトチームによる協議を、令和元年12月13日に開催した。

メンバーの構成団体は、委託相談支援事業所として、ゆめサポート相談所、障害者生活支援センター、クローバーセンター、短期入所事業所として、華の浦、華南園、大平園、ゆうあい、コミュニティプレイス生きいき、ほのぼのハウス三田尻、フィラージュ開出、共同生活援助事業所として、夢かれん、よつばホーム、頂上で、全事業所から出席いただいた。

地域生活支援拠点等の位置付けとして、地域生活支援拠点の概要、整備の必要性、プロジェクトチームを組織し検討に至った経緯、また財政支援として、施設整備補助金、障害福祉サービスの報酬加算について説明した。

整備手法について、地域の事業者が5つの機能を分担して面的な支援を行う「面的整備」とすること、ただし、①の相談機能、②の緊急時の受入れ機能、③の体験の機会・場の機能についてはプロジェクトチーム参加事業者が担い、④の専門的人材の確保・養成、⑤の地域の体制づくりは総合支援協議会が担っていくこととした。

会議では、緊急時に施設で受け入れを行う際、当施設を一度も利用されたことが無い方、慣れた場所でなければ難しい方や、人員配置の関係でどうしても当日の受け入れが難しい場合があるため、翌日からの支援の体制を整えるためにも緊急一時保護場所を確保してほしい、という意見が出た。

これについては、平時から短期入所を利用するなど、緊急時に備えることで、ある程度解決できるとの意見もいただいている。

地域生活支援拠点の整備内容について、本日の総合支援協議会で決定をいただき、その整備内容を県に届け出ることによって整備は完了する。

しかしながら各機能については今後充実していく必要があるため、引き続きプロジェクトチーム及び総合支援協議会で、情報提供や協議を継続していく。

## 2-(2) の質疑応答

### C委員

地域拠点として整備していくことは、当然必要なことだとは思っているが、各事業所等も今現状に余力があるわけではないため、この地域拠点の事業がプラスされたとき、実際どれほど動けるのか未知数な所がある。相談に関しても短期入所に関しても、実際にどれほど動けるのかについては分からないため、事務局の説明にもあったように、今後継続審議の中で、何かしらのプラスアルファが行えるような形、あるいは助成等がなければ、今と同じ状況で地域生活拠点を継続して行うことは、難しい現状があると感じている。

### D委員

実際にこれを進めていくにあたって、総合支援協議会で専門的人材の確保養成、地域の体制づくりという課題等もいただいているが、具体的な内容について伺いたい。

#### 事務局

詳細については決まっていないが、研修を進めていく等、協議会で話していただければと思っており、具体的に課題が上がれば、その都度協議いただく場合は、総合支援協議会でお願いしたい。

#### D 委員

地域生活支援拠点等整備ということだが、現実的には今行われている事ということか。

#### 事務局

実際に何か建物を建てて進めるということではなく、今もご協力いただいている緊急時の経営等を引き続きお願いするものである。形として、相談支援事業所、緊急ショート等備えており、総合支援協議会でも機能の一部を担っています、と県に届け出をすることによって整備されたとみなされる。事実上今も途切れなく支援されているため、現状は今と変わりなく、手続きの問題である。

#### E 委員

どうかたちになると拠点の整備ができたかというところだが、今確かに相談事業所で緊急的なショート、あるいは緊急的な対応を各事業所で行っているが、将来的に拠点に求める事とは何か。

地域生活支援拠点等の整備は、精神障害者を含めた地域包括ケアシステムの中の一部を担っており、地域で生活している人たちを支えていくための一つの柱組みだと思う。前回関係機関の人たちが集まり、その人たちが支援拠点というのを考えていかないといけないのは確かだと思うが、実際にどういう人たちが拠点というものを臨んでいて、拠点に何を臨んでいるのか。

相談支援としての困りは分かるが、当事者が将来不安なためこういう物を準備してほしいとか、拠点にこういう機能を持ってほしいと思っている等が何にもなく、拠点が整備されたという状況とは、どういう状況かがよく分からない。

防府市として拠点というものを、どういうところまで求めるのか。今あるもので十分と思われているのか、もう少し吸い上げて準備するのか。みんなが拠点に臨む能力やスキルをどこまで備えるのかによってゴールは違うと思うので、そこをきちんと考えていかないといけない。

県に届けてもらうのは別にいいと思うが、当事者の方たちが思う拠点に臨む機能が明確になっていないままで、何となく拠点ができましたというのが、ちょっと恐ろしいなと思っている。

#### 事務局

究極の目標は、障害者の親亡き後を見据えて、地域で皆さんが安心して生活できるように、という目標である。なかなか到達するのは難しいとは思いますが、緊急時の受け入れ先が

無い等アンケート結果として出ており、将来自分の面倒を見てくれていた親御さんが亡くなられた後を見据え、拠点の機能としての体験の機会や場を利用して地域で生活し続けられるよう、それに向かって努力していくため、看板を掲げてやっていきたいと考えている。

#### **F 委員**

先ほど言われた何らかの助成や報酬のことを、もう少し詳しく教えていただきたい。

また、専門的人材の確保養成、研修を進めると言われたが、具体的にどのような研修なのか教えてほしい。

#### **事務局**

研修等について今は具体的な案は無いが、県や国が行っている研修等に参加していただく等、周知を含め進めたいと考えている。

財政支援については、既存のものではあるが、施設整備する際の補助金がある。国の予算の枠があり、施設を建てると言って必ずもらえるものではないが、拠点整備のため、拠点の機能を担うために、共同生活援助や短期入所の施設を立ち上げるということであれば、優先順位が上がるという形で財産支援が行われる。

福祉サービスの報酬については、緊急時の受け入れ加算、体験利用の加算、また緊急時の受け入れであれば定員オーバーであっても減算が無い等定められている。

#### **議長**

今説明を聞き、これからどう進んでいくのか、本当に親亡き後に安定して生活できるかが気になるところである。ただ単に形が指定されているのではなく、実際に拠点を必要とする人たちが、ある程度先の見通しが持てるような機能を持たせてほしい。

それではこの拠点整備について、事務局案で県に届け出るということでよろしいか。

(委員から反対意見無し)

では事務局案で進めていただく。

### **2-(3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように関係機関等が連携を図るための協議の場について**

#### **事務局**

資料3により説明。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児の集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のことを言い、その人数は年々増加している。

平成 28 年に児童福祉法の改正により、地方公共団体は、医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされた。

この改正を受け、同年、厚生労働省等の関係府省は「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」により、各関係機関の連携体制の構築を通知。

平成 29 年、国は第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画作成に当たっての基本指針を定め、成果目標として、平成 30 年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を各県・各圏域・各市町村へ設置を基本とした。

防府市でも、第 1 期障害児福祉計画の成果目標として、平成 30 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置を基本としていたが、平成 30 年度末までに設置には至っていない。

山口県における協議の場の整備状況等について、県と圏域については平成 30 年度に協議の場が設置されており、各会議が協議内容を情報共有、活用し医療的ケア児支援に係る連携体制の構築を図っている。

県内他市における協議の場の設置状況について、自立支援協議会を位置付けているのが、柳井市、周南市、周防大島町、和木町、平生町、自立支援協議会の専門部会を位置付けているのが、下関市、下松市、岩国市、長門市、自立支援協議会の実務者会議として設置しているのが、宇部市、新規立ち上げが、美祢市、山陽小野田市である。

防府市のこれまでの取組状況として、昨年 5 月、医療的ケア児実数調査を実施。障害者手帳所持者、障害福祉サービス等利用者、日常生活用具等給付対象者、訪問看護情報提供書等や、健康増進課、子育て支援課、学校教育課へ照会することにより、9 名の医療的ケア児数を把握。この 9 名に対し、昨年 8 月に「山口県における医療的ケア児とその家族の生活状況・ニーズに関するアンケート調査」を実施した。結果としては、資料 3-⑥として添付しているが、レスパイト設備等の社会資源の不足、介護者支援の不足、という意見が出ている。

今後の取組として、各関係機関による医療的ケア児に対して行える支援内容等の情報共有、地域課題の把握、課題に対する情報の整理及び解決策の検討を進めていく。

これらの取組を進めるにあたっては、関係機関が一同に会し、継続的に協議する場である『防府市地域総合支援協議会』が最適であるため、総合支援協議会を医療的ケア児支援のための協議の場と位置付けたい。

## 2-(3) の質疑応答

### G 委員

医療的ケア児に関して、関係機関の協議の場は必要だと思っている。しかしながらこの協議会をその場に位置づけるとなった時、今の構成員で良いのか、それとも多少見直す必要が

あるのか、あるいは新しい方に加わっていただく必要があるのか、他の市町村や県等の構成メンバー等、その辺りを含め伺いたい。

#### 事務局

確認はしていないが、自立支援協議会を活用している市については本市と同じようなメンバー構成になっていると思われる。専門部会については、多少必要関係機関が加わっているのではないかと思うが、概ね、総合支援協議会については、障害福祉の分野をまたがる関係団体の方に集まっていたりしているため、最適と考えている。

#### G委員

事情を分かっておられるのは訪問看護の方だろうと思う。保健センターでは未就学児までは関わるが、実際に親御さんの悩みやお子様の状況等、医療的な部分は、訪問看護の協議会もあるので、そちらも必要になってくるのではないか。

#### 事務局

全てを網羅するというのは難しく、最終的に協議していただく場ということで、総合支援協議会を位置づけさせてもらいたい。必要に応じて専門的な所から情報収集や要望等吸い上げるよう努めるため、協議の場としては総合支援協議会でお願いしたい。

#### 議長

具体的な進め方としては、必要に応じて訪問看護等の関係者にも集まってもらうということで、了解をいただきたいが、いかがか。

(委員から反対意見無し)

それでは事務局には今の意向等も踏まえて進めていただくようお願いする。

## 2-(4) その他

#### 事務局

●防府市障害者福祉に関するアンケート調査結果について、資料4-①により説明。

調査目的は、「第五次防府市障害者福祉長期計画」、「防府市障害福祉計画（第6期計画）」及び「防府市障害児福祉計画（第2期計画）」を策定するにあたり、障害のある方や関係する団体から、福祉に関する意識・意向などを調査し、その結果を計画に反映させるためである。

調査対象は、障害者手帳所持者から無作為に2,000人、18歳以上の障害のない方から無作為に1,000人である。

調査は、令和元年10月1日から10月31日までの間で郵送による配布、回収を行った。

回収結果について、障害者手帳所持者は1,052人で回収率は52.6%、18歳以上の市民は482人で回収率は48.2%であった。

資料の62ページからは自由意見で、非常に多くの意見をいただいたが、主な意見のみ抜粋して記載している。

調査結果については、令和2年2月13日に開催した保健福祉推進協議会で委員から出された主な意見を報告する。

資料の23ページ、「福祉施設」や「病院」で暮らしている方への「将来、施設または病院から出て地域で生活したいと思うか」の質問に対し、「今のまま施設（病院）で生活したい」の回答割合が最も高く66.3%であったが、この66.3%の回答は、本人の意思によるものか、家族等の意思によるものかがわからない、という意見をいただいた。

資料の57ページ、「災害時の避難等について」、災害に対する意識は、若い人と高齢者で差がある、若い人のほうが意識が高いように感じているため、年齢別の回答があるとよい、というご意見をいただいた。

資料の70ページ、障害のある人に対する差別・偏見について、「あなたは社会には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか」の質問に対し、「あると思う」または「少しはあると思う」の回答割合は75.8%であった。

また資料の67ページ、「あなたは障害のある人について関心がありますか」の質問に対し、「非常に関心がある」または「ある程度関心がある」の回答割合は78.4%であった。

この2つの回答から、障害のある人について関心がある人が、障害のある人に対する差別・偏見について、どのように回答しているかが知りたい、という意見をいただいた。障害の関心と差別についての関連を知りたいという意見であった。

これらの意見については、現在、アンケート調査結果を確認中である。

その他、知的障害者や、精神障害者の回答者数が身体障害者と比較して少ないため、知的障害者、精神障害者の意見も反映してほしい、成年後見、市民後見制度についての認知度が低いので、周知に努めてほしい、などの意見をいただいた。

●障害者団体、障害者サークルアンケート調査結果について、資料4-②により説明。

地域生活の支援や社会的自立については、グループホーム等の住環境の整備や防災対策、災害支援体制の整備が必要であるという回答を多く頂いている。

資料3ページからの自由意見については全て記述しており、ヘルパーや短期入所の不足、相談支援の充実等の意見があった。

なお、障害者手帳をお持ちの方へのアンケートについては、今後、前回調査の結果との比較・分析を行い、次期計画に反映させる予定である。

## 2-(4) の質疑応答

### □H委員

先ほどの議題でも出たが、究極は資料4-②の5ページ、上から4番目に記載がある、「親なき後」に残された障害者が安心して従来通り生活していく社会システムができあがってい

ればいい、ということに尽きる。これには関連する色々な問題があり、そこを行政が主体となり、地域と一緒に取り組んでいただきたい。

少子高齢化社会において、障害者を抱える親が親なき後について考えるとき、成年後見人の話も毎回出るが、その制度の話聞いても分かったようで結局わからない。資料4ページの「障害者の権利・生活に関する意見」でも市民後見人と書いてあり、概念的には分かるが目の前にない、活字だけ躍っていてどのようなご利益があるのか、どういうものなのか形として見えない。

このアンケート調査には色々貴重な意見があり、こういう考え方もあるのではないかと、という意見も出ているため、どれもこれも進めていけるわけではなく優先順位はあると思うが、今後の行政に反映するというところで実施されたので、その方面についてご検討いただきたいと強く願う。

### I 委員

デイサービスやケアホームのスタッフの方に障害の内容などを理解していただき、実際に子どもに接してもらおうと安心である。お世話になっているスタッフの方も仕事がハードであるため、トップの方に待遇改善をお願いしたい。スタッフの方々も働きやすい環境になれば、心に余裕をもって自分たちの子どもに接していただけるのではないかと思う。

直接お世話になる方々の知識の向上と、待遇の充実、改善などしていただきたい。

### J 委員

私が施設に勤めているときにもあったが、身体障害者手帳というのは小さい時の頃の写真を継続して使っている場合があり、今40歳を過ぎているが、5、6歳の時の写真のままで持っておられる方がいる。手帳の写真があまりにも若すぎて本人かどうかわからないというところもあり、見直してほしい。

これからは、そういうところを高齢者の認定のように定期的に見直す必要があると思う。医学の進歩や、設備やシステムが整うことで、手帳に頼らなくてもいい人が居るのではないかと。そこを正していかないと、税金ばかりかかって、本当に必要な人のところにいかないというケースが多い。自動車税の減税等必要だとは思いますが、家に一年に一回も帰らない人が自動車を買ったからと、親の減税のメリットばかり利用する等、すごく気になっている。

子どもの場合は施設に入所すると手当がストップするが、大人の場合は施設に入所しても年金はそのままである。年金は入るが面倒は全部園で見てくれと、生活するところで福祉の恩恵にあまりにも差がありすぎる。高齢者のほうも経済的に豊かな方などは1割から2割になり、どんどん社会も変わっていくので、もう少し平等にその辺を切り替えていくことも大事ではないか。

社会が変化していくなかで、少し前の感覚から考え方を変えていかないといけないと思う。

### K 委員

先日の「防府市障害者保健福祉推進協議会」に、前任者の後任として出席させていただい



た。その時初めて、障害者支援について協議をする部署が2つあることを知った。それぞれ関連があり、関係者は両方に出席するか、協議会をまとめたらいいと感じた。本日、人権の問題で、「成年後見制度」についての理解、認識の度合いが低いという意見があったが、親亡き後を考えると当事者、及び家族は、早く何とかしなければ、というお気持ちでいっぱいである。このことは、先の協議会でも協議されている。私自身も資料を色々調べてみたが、「権利擁護、成年後見制度」の言葉の意味は分かるが、具体的に行動するには、弁護士、他専門知識を必要とし、取得及び運営にはハードルが高いように思った。両協議会の合体は法令の事情で困難ということは理解できるが、共通の議題として情報を共有し、より強く推進することを希望する。

#### L委員

内容を見ると、アンケート結果は福祉の実態を正確に示している部分と、数値化されたところはあくまでも目安で見ていくという必要がある。事務局の分析の中で結果が対比され、差別の関係等重要な部分も読み取りながら、福祉の充実に関係機関が連携をしながら進めていくということが、これからは大事になるだろうと思う。

#### M委員

利用者のニーズが色々ある中で、やはりそれにつながるサービスというのは少ない状況が見られる。各事業所も努力はされているが、事業所だけの努力でサービスは増やせないし、事業所を増やしていくのは限界もある。相談としてもできる限り利用者のニーズにお応えしたいが、限りがある中で相談を受けているという現状がある。

相談事業所がこれからも皆さんのニーズ・相談を受け、それをどのようにしたらサービスにつなげていけるのかというところを、相談事業所の中でも連携し、更に行政とも連携しながら進めていかなければならないと、このアンケート調査を通して深く感じた。

#### N委員

アンケート結果で気になったのが資料 48 ページの「利用したいときに利用できなかったサービスはありますか？」という質問である。この中に療養介護というサービスがあるが、療養介護は、先ほどの医療的ケア児と同様に病院の医療が必要な方で、さらに介護も必要な方たちが利用されるサービスであり、これがないとそもそも生きていけない。しかしこれがゼロである。療養介護ができる病院がそもそも防府市にはないので、数字としてはゼロとしか回答されないかもしれないが、実際に療養介護が必要な人は、市外や県外に居て、多分そこまでアンケートはいかない。療養介護の方たちなので答えることができないとは思いますが、当事者に関していうと数字で表すことは本当に難しく、多くの問題がある中で、アンケートに出したいと思っても出せない問題があると思った。

あと医療的ケア児に関して、酸素吸入という話があったが、すぐ後の文章にも「等の医療的ケアが必要な方たち」とあり、18歳より若い段階で筋ジストロフィーなどの病気になられた方は、最後の最後まで酸素吸入は必要ないが、胃ろう等その他の医療的ケアは必要であ

る。そのような方々が防府市にどのくらいいるのかを、誰も知らない。なぜ知らないのかというと、自宅に居ない、あるいは防府市に居ないというところかと思う。

前回圏域の調整会議の中で話したが、医療的ケアが必要な児童や、児童ではなくても医療的ケアが必要な方々が地域で暮らしている数というのは、それほど多くないと思うので、一人ずつを確かめていくということが大事である。アンケートに関して言えば、介護されている方たちへのアンケートであるため、レスパイトが欲しいというのは当たり前である。本人たちが本当に欲しいのは何か、何を望んでいるのかというのを、確認することが大事である。本人たちもずっと親の面倒になって申し訳ないなと思っているため、外出はしたいけどわがままは言いたくないという思いがきっとあると思うので、そこに返ってくる部分を聞き取っていけると一番良いと思う。

#### ○委員

障害者団体・保護者サークルのほうから貴重な意見が書き込まれており、大事な部分を見える化・解決していくかということかと思う。できる限り計画の中に反映するような形で具体的に見える化していけば、意見を出すという部分が活かされてくるのではないかと思うので、そのあたりを期待したい。

#### □委員

事務局から説明いただいたが、複数の回答項目の連携でクロス集計・分析をしていくところは、住民の意識が具体的に捉えられるということで、非常に意味があるため、進めて頂けたらと思う。

#### □委員

アンケートの結果は大変参考になり、学校の役割についても、この結果から考えていこうと思う。

自由意見にもたくさん出ているように、情報を求めていることに対して、どう伝えたいのかということも、市役所とも相談して進めていきたい。

障害児の教育についての項目も大変参考になり、障害のある児童・生徒の保護者について、精神的な支援を求めているということが分かり、今後関係機関等と連携して進めていきたい。

#### □委員

アンケートは非常に貴重なものであったと思う。資料の 63 ページ、「就労支援と雇用促進」について、働ける場、雇用の枠を含めて、働きやすくしてほしいという貴重な意見があり、勉強させていただいた。

#### □委員

健康増進課は、小さなお子様を健診から扱うところであり、発達障害と言われたお母さんや、言葉の出方が遅いと心配するお父さんお母さん、またお子様に関わるおそらく一番初め

の相談機関である。お母さん方がその後困らないように道筋をつけてあげる上では、とても大事な役割があるのだと、アンケートを見て今一度認識したところであり、地区担当の保健師にも伝えようと思う。

#### **T委員**

アンケートの結果が、これからどのように防府市の障害福祉の政策につながっていくのかを期待しているということと、それを私たちが見ていかなければいけないと感じている。

#### **U委員**

先ほど説明があったが、資料 23 ページの、福祉施設で暮らしているが今のまでいい、という意見は、今の条件のもとで、ということを考えて回答だと思う。施設であろうが病院であろうが、本心は家庭で過ごしたいというところが、本来思っていることだと思う。そのことを考えると、やはり条件整備を計画等に盛り込み、先が少しでも見えるような福祉計画等になればいいと思う。

今回このアンケートをとっていただいたということ自体については、本当に有難いことである。直接意見を聞いていただき、計画等に活かしていただけるのではないかと期待している。分析はこれから大変だと思うが、ここで出された意見やアンケート結果を反映させて、是非、できたときに説明のできる計画にしていきたいと思います。

### 2-(4) その他

#### **事務局**

防府市地域総合支援協議会の任期が今年度末であるため、3月頃所属団体に委員推薦の依頼をお願いする。また、障害福祉課が所管する防府市障害者保健福祉推進協議会の任期は令和2年の6月30日である。この2つの協議会はそれぞれ所掌事務が定められているが、同じような協議を行っている。また、この2つの協議会の構成団体は約7割が重複しており、委員についても約半数が兼任されている。

そこで、来年度はこの2つの協議会を統合し、同時に開催する。協議事項のボリュームは増えるが、資料・説明を簡潔化し、委員の負担はできるだけ増えないよう努める。

しかしながら、この2つの協議会はそれぞれ法律に基づき設置されており、どちらかを無くすことはできないため、所属団体には、保健福祉推進協議会及び地域総合支援協議会委員として同じ方を推薦していただくようお願いする。

また協議会の統合に伴い、構成団体から外れる団体があることについて、了承いただきたい。

(委員から意見無し)

以上により議事終了